

(写)

健肝発0324第1号

平成29年3月24日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

肝炎対策推進室長

（公印省略）

「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」の一部改正について

標記事業については、平成20年3月31日健疾発第0331003号厚生労働省健康局疾病対策課長通知「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い」により行われているところであるが、今般、その一部を別添「新旧対照表」のとおり改正し、平成29年3月24日より適用することとしたので通知する。

なお、新たに対象医療としたソホスブビル及びリバビリン併用療法による治療に対する肝炎治療受給者証の交付申請については、平成29年3月31日までに申請のあったものについて、平成29年3月24日（保険適用日）まで遡及して取り扱って差し支えないものとする。当該遡及に当たっては、肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い別添1の認定基準2.（3）中の「行う予定、又は実施中」は、「行う予定、又は実施中・実施済み」に読み替えるものとする。